

伊 勢 市 公 報

第 48 号
平成 19 年 11 月 5 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	4
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例	8
告 示	
○ 伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正な処理について	14
○ 市道の路線の認定について	15
○ 道路の区域の決定について	18
○ 道路の供用開始について	20
○ 財政状況の公表について	23
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	29
選挙管理委員会告示	
○ 東大淀土地改良区総代選挙関係	
・ 選挙期日等について	30
・ 選挙長の行う告示の方法について	31
・ 候補者届出書等の提出場所について	32
・ 候補者届出書等の様式について	33
・ 投票用紙等に押すべき印について	34
・ 選挙長及び同職務代理者の選任について	35
・ 選挙立会人の選任について	36
・ 投票用紙の様式について	37
東大淀土地改良区総代選挙選挙長告示	
・ 候補者の届出について	39
・ 無投票の確定について	40
・ 選挙会の日時及び場所について	41
上下水道事業告示	
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の給水装置工事事業の廃止について	42
○ 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定の取消しについて	43
公 告	
○ 市営住宅の空家入居者の募集について	44
○ 農用地利用集積計画の作成について	46
○ 漂流物件の拾得について	47

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 28 号

伊勢市立保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市立保育所条例（平成 17 年伊勢市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

別表伊勢市立五峰保育園の項中「90 人」を「100 人」に改め、同表伊勢市立保育所あけぼの園の項中「90 人」を「100 人」に改め、同表伊勢市立保育所ゆりかご園の項中「110 人」を「120 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 29 号

伊勢市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市道路占用料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げ、第 11 号を削り、第 12 号を第 10 号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 30 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 3 第 1 項第 2 号中「第 13 条の 3 第 1 号」を「第 13 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条

例をここに公布する。

平成 19 年 10 月 16 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 31 号

伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例（大正 13 年伊勢市告示第 26 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条の次に次の 2 条を加える。

第 12 条ノ 2 退隠料ノ支給ヲ停止スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ支給ヲ停止スベキ期間ノ分トシテ退隠料ガ支払ハレタルトキハ其ノ支払ハレタル退隠料ハ其ノ後ニ支払フベキ退隠料ノ内払ト看做スコトヲ得退隠料ヲ減額シテ改定スベキ事由ガ生ジタルニ拘ラズ其ノ事由ガ生ジタル月ノ翌月以後ノ分トシテ減額セザル額ノ退隠料ガ支払ハレタル場合ニ於ケル其ノ退隠料ノ其ノ減額スベカリシ部分ニ付亦同ジ

第 12 条ノ 3 退隠料ヲ受クルノ権利ヲ有スル者死亡ニ因リ其ノ退隠料ヲ受クルノ権利ガ消滅シタルニ拘ラズ其ノ死亡ノ日ノ属スル月ノ翌月以後ノ分トシテ当該退隠料ノ過誤払ガ行ハレタル場合ニ於テ当該過誤払ニ依ル返還金ニ係ル債権（以下返還金債権ト称ス）ニ係ル債務ノ弁済ヲ為スベキ者ニ支払フベキ退隠料アルトキハ総務省令ノ定ムル所ニ準ジ当該退隠料ノ支払金ノ金額ヲ当該過誤払ニ依ル返還金債権ノ金額ニ充当スルコトヲ得

第 28 条中「重度障害ノ状態ニシテ」を「市職員ノ死亡ノ当時ヨリ重度障害ノ状態ニ在リ且」に改める。

(伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の一部を改正する条例（昭和 41 年伊勢市条例第 34 号）の一部を次のように改

正する。

附則第7項中「平成14年4月分」を「平成19年10月分」に改め、同項の表を次のように改める。

普通退隠料又は扶 助料	普通退隠料又は扶 助料の 基礎在職年に算入されて いる実在職年の年数	金額
65歳以上の者に給 する普通退隠料	普通退隠料についての最 短年限以上	1,132,700円に調整改定 率(恩給法第65条第 2項に規定する調整改 定率をいう。以下同 じ。)を乗じて得た額
	9年以上普通退隠料につ いての最短年限未満	849,500円に調整改定 率を乗じて得た額
	6年以上9年未満	679,600円に調整改定 率を乗じて得た額
	6年未満	568,400円に調整改定 率を乗じて得た額
65歳未満の者に給 する普通退隠料	普通退隠料についての最 短年限以上	849,500円に調整改定 率を乗じて得た額
扶 助料	普通退隠料についての最 短年限以上	792,000円に調整改定 率を乗じて得た額
	9年以上普通退隠料につ いての最短年限未満	594,000円に調整改定 率を乗じて得た額
	6年以上9年未満	475,200円に調整改定 率を乗じて得た額
	6年未満	404,800円に調整改定 率を乗じて得た額
備考 この表の右欄に掲げる額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときはこれを100円に切り上げるものとする。		

附則第9項中「平成14年3月31日」を「平成19年9月30日」に改める。

(伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の一部を改正する条例（昭和51年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第1項第1号中「26万7,500円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第62条の2第1項第1号に規定する子が2人以上あるときの加算額が26万7,500円を上回る場合にあつては、当該加算額から26万7,500円を控除して得た額を勘案して恩給法等の一部を改正する法律(平成19年法律第13号)第6条による改正後の恩給法等の一部を改正する法律(昭和51年法律第51号)附則第14条第1項に規定する政令で定める額に準じた額(以下「政令で定める額」という。)を26万7,500円に加算した額)」を加え、同項第2号中「15万2,800円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第1号に規定する子が1人あるときの加算額が15万2,800円を上回る場合にあつては、当該加算額から15万2,800円を控除して得た額を勘案して政令で定める額を15万2,800円に加算した額)」を加え、同項第3号中「15万2,800円」の次に「(国民年金法等の一部を改正する法律附則第78条第2項の規定により読み替えられてなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第62条の2第1項第2号に規定する加算額(国民年金法(昭和34年法律第141号)第27条の3又は第27条の5の規定により改定した改定率を乗じて得たものに限る。以下この項において「厚生年金加算額」という。)が15万2,800円を上回る場合にあつては、当該厚生年金加算額から15万2,800円を控除して得た額を

勘案して政令で定める額を 15 万 2,800 円に加算した額)」を加える。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 3 条の改正規定、次条並びに附則第 4 条の規定は、公布の日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日から適用する。

(普通退隠料等の年額の改定)

第 2 条 市職員又はその遺族に給する普通退隠料又は扶助料については、平成 19 年 10 月分以降、これらの年額を、これらの年額の計算の基礎となっている俸給年額にそれぞれ調整改定率（改正後の恩給法（以下「新恩給法」という。）第 65 条第 2 項に規定する調整改定率をいう。）を乗じて得た額（その額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる。）を退職又は死亡当時の俸給年額とみなし、新恩給法その他恩給に関する法令の規定に準じて算出して得た年額（その額に 50 円未満の端数があるときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数があるときはこれを 100 円に切り上げる。）に改定する。

(成年の子の扶助料に関する経過措置)

第 3 条 第 1 条の規定による改正前の伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例第 28 条の規定は、この条例の施行の際現に扶助料を受ける権利又は資格を有する成年の子については、改正後の伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例第 28 条の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

(退隠料年額に関する経過措置)

第 4 条 退隠料年額（普通退隠料及び扶助料を除き、加給又は加算の年額を含む。）は、平成 19 年 10 月分以降、新恩給法、第 2 条の規定による改

正後の伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の一部を改正する条例（昭和 41 年伊勢市条例第 34 号）及び第 3 条の規定による改正後の伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例の一部を改正する条例（昭和 51 年伊勢市条例第 24 号）の規定によって算出して得た額に改定する。

（多額所得による普通退隠料停止についての特例）

第 5 条 普通退隠料の年額の改定が行われた場合における当該改定が行われた年の 4 月分から同年 6 月分までの普通退隠料に関する改正後の伊勢市職員退隠料退職給与金遺族扶助料支給条例臨時特例第 2 条の規定の適用については、当該改定を行わないとした場合に受けることになる普通退隠料の年額をもって退隠料年額とする。

（職権改定）

第 6 条 この条例の附則の規定による普通退隠料又は扶助料の年額の改定は、市長が受給者の請求を待たずに行う。

伊勢市告示第 113 号

公 示

次の放置自動車を、伊勢市放置自動車の発生の防止及び適正処理に関する条例第 10 条第 1 項の規定により移動し、同条第 2 項の規定により保管していますので、同条第 4 項後段の規定により公示します。

この放置自動車の所有者等又はこの放置自動車の所有者等に心当たりのある方は、申し出てください。

平成 19 年 10 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

整 理 番 号	1820			
放置されていた場所	伊勢市宇治浦田 1 丁目地内 街路公園			
移 動 し た 日 時	平成 19 年 10 月 3 日			
保管を始めた日時	平成 19 年 10 月 3 日			
保 管 の 場 所	伊勢市佐八町地内 伊勢市車庫水防倉庫			
移 動 保 管 の 理 由	当該放置自動車により、市管理地及びその周辺の生活環境に著しい障害が生じているため			
放置自 動車の 形態等	メーカー名	スバル	塗 色	青色
	車 名	レックス	自動車登録番号	三重 42 え 7012
	型式・種別	V-KP3・軽自動車	車 台 番 号	KP3-035334

- 2 申出先 伊勢市都市整備部維持課管理係
(電話 0596-21-5589)

伊勢市告示第 114 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
長屋 38 号線	御菌町長屋字清水地内		
	御菌町長屋字清水地内		
長屋 39 号線	御菌町長屋字清水地内		
	御菌町長屋字清水地内		
長屋 40 号線	御菌町長屋字城地内		
	御菌町長屋字城地内		
長屋 41 号線	御菌町長屋字吉祥地内		
	御菌町長屋字吉祥地内		
長屋 42 号線	御菌町長屋字桜本地内		
	御菌町長屋字桜本地内		

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
長屋 43 号線	御菌町長屋字稲場地内		
	御菌町長屋字稲場地内		
上條 11 号線	御菌町上條字細野地内		
	御菌町上條字細野地内		
磯 20 号線	磯町字尾立地内		
	磯町字尾立地内		
新開竹ヶ鼻 1 号線	御菌町新開字音潮寺地内		
	竹ヶ鼻町字潮満地内		
新開竹ヶ鼻 2 号線	御菌町新開字城垣外地内		
	竹ヶ鼻町字潮満地内		
荘 49 号線	二見町荘字五ノ坪地内		
	二見町荘字五ノ坪地内		
小俣明野 57 号線	小俣町明野地内		
	小俣町明野地内		
イトーピア 19 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 20 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字長尾谷地内		
イトーピア 21 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字日々ヶ谷地内		
イトーピア 22 号線	藤里町字長尾谷地内		
	藤里町字日々ヶ谷地内		

路 線 名	起 点	重要な 経過地	備 考
	終 点		
黒瀬 21 号線	黒瀬町字間黒地内		
	黒瀬町字間黒地内		
小俣本町 40 号線	小俣町本町地内		
	小俣町本町地内		
小俣本町 41 号線	小俣町本町地内		
	小俣町本町地内		
一志 3 号線	一志町地内		
	一志町地内		
楠部 39 号線	楠部町字高平地内		
	楠部町字高平地内		

伊勢市告示 115 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	長屋 38 号線	4.0～5.3	127.0
市 道	長屋 39 号線	4.0～5.0	159.0
市 道	長屋 40 号線	4.0～5.5	122.8
市 道	長屋 41 号線	6.0	151.0
市 道	長屋 42 号線	4.0～6.0	140.0
市 道	長屋 43 号線	4.0	113.0
市 道	上條 11 号線	4.0～5.0	166.0
市 道	磯 20 号線	7.0	230.0
市 道	新開竹ヶ鼻 1 号線	4.0～7.0	289.0
市 道	新開竹ヶ鼻 2 号線	6.0～8.0	225.0
市 道	荘 49 号線	4.1～4.8	120.0
市 道	小俣明野 57 号線	4.7～9.0	108.0

道路の種類	路 線 名	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
市 道	イトーピア 19 号線	6.0～9.5	150.0
市 道	イトーピア 20 号線	6.0～9.5	230.0
市 道	イトーピア 21 号線	6.0～13.0	165.0
市 道	イトーピア 22 号線	5.0～12.0	125.0
市 道	黒瀬 21 号線	6.0～14.0	115.0
市 道	小俣本町 40 号線	6.0～13.5	95.0
市 道	小俣本町 41 号線	4.3～8.7	115.0
市 道	一志 3 号線	4.0～12.0	87.0
市 道	楠部 39 号線	4.1～12.0	260.0

区域 を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 116 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
長屋 38 号線	御菌町長屋字清水 2991 番地先から 御菌町長屋字清水 2968 番地先まで
長屋 39 号線	御菌町長屋字清水 2970 番地先から 御菌町長屋字清水 2988 番地先まで
長屋 40 号線	御菌町長屋字城 2742 番 1 地先から 御菌町長屋字城 2715 番 1 地先まで
長屋 41 号線	御菌町長屋字吉祥 2760 番地先から 御菌町長屋字吉祥 2795 番 2 地先まで
長屋 42 号線	御菌町長屋字桜本 2191 番 1 地先から 御菌町長屋字桜本 2220 番地先まで
長屋 43 号線	御菌町長屋字稲場 1139 番 2 地先から 御菌町長屋字稲場 2259 番 1 地先まで
上條 11 号線	御菌町上條字細野 1308 番地先から 御菌町上條字細野 1352 番地先まで

路線名	供用開始の区間
磯 20 号線	磯町字尾立 2225 番地先から 磯町字尾立 2225 番地先まで
新開竹ヶ鼻 1 号線	御菌町新開字音潮寺 902 番 4 地先から 竹ヶ鼻町字潮満 363 番地 2 先まで
新開竹ヶ鼻 2 号線	御菌町新開字城垣外 921 番 1 地先から 竹ヶ鼻町字潮満 385 番 2 地先まで
荘 49 号線	二見町荘字五ノ坪 2121 番地先から 二見町荘字五ノ坪 2116 番地先まで
小俣明野 57 号線	小俣町明野 407 番 1 地先から 小俣町明野 407 番 4 地先まで
イトーピア 19 号線	藤里町字長尾谷 58 番 3 地先から 藤里町字長尾谷 1 番 331 地先まで
イトーピア 20 号線	藤里町字長尾谷 58 番 3 地先から 藤里町字長尾谷 1 番 438 地先まで
イトーピア 21 号線	藤里町字長尾谷 1 番 438 地先から 藤里町字日々ヶ谷 63 番 55 地先まで
イトーピア 22 号線	藤里町字長尾谷 1 番 520 地先から 藤里町字日々ヶ谷 63 番 57 地先まで
黒瀬 21 号線	黒瀬町字間黒 671 番 35 地先から 黒瀬町字間黒 671 番 36 地先まで
小俣本町 40 号線	小俣町本町 868 番 1 地先から 小俣町本町 868 番 1 地先まで
小俣本町 41 号線	小俣町本町 751 番地先から 小俣町本町 756 番地先まで

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
一志3号線	一志町 303 番地先から 一志町 108 番 16 地先まで
楠部 39 号線	楠部町字高平乙 1045 番 2 地先から 楠部町字高平乙 1050 番 4 地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 10 月 24 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市財政状況公表条例（平成17年伊勢市条例第48号）の規定により、平成19年9月末における本市の財政状況を、次のとおり公表します。
平成19年10月29日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊 勢 市 の 財 政

1 9月末における人口、世帯数、面積の状況（外国人登録を含む。）

人 口	136,056 人	（平成19年度現計予算1人当たり	340,638 円）
世 帯 数	52,883 世帯	（平成19年度現計予算1世帯当たり	876,384 円）
面 積	208.53 k㎡		

2 平成19年度一般会計予算の状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)/(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)/(A) %
市 税	16,400,000	35.4	8,789,656	53.6	議 会 費	366,069	0.8	188,199	51.4
地 方 譲 与 税	400,000	0.9	125,985	31.5	総 務 費	7,823,725	16.9	1,835,758	23.5
利 子 割 交 付 金	90,000	0.2	31,722	35.2	民 生 費	12,678,298	27.4	4,558,812	36.0
配 当 割 交 付 金	85,000	0.2	44,466	52.3	衛 生 費	4,309,624	9.3	1,695,590	39.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	120,000	0.3	0	0.0	労 働 費	142,818	0.3	107,817	75.5
地 方 消 費 税 交 付 金	1,230,000	2.6	733,589	59.6	農 林 水 産 業 費	1,177,023	2.5	386,238	32.8
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	14,000	0.0	7,238	51.7	商 工 費	495,484	1.1	163,518	33.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	310,000	0.7	89,361	28.8	観 光 費	293,931	0.6	191,793	65.3
国 有 提 供 施 設 等 村 在 市 町 助 成 交 付 金	46,000	0.1	0	0.0	土 木 費	7,262,988	15.7	2,520,839	34.7
地 方 特 例 交 付 金	150,000	0.3	116,574	77.7	消 防 費	1,879,285	4.1	783,477	41.7
地 方 交 付 税	8,000,000	17.3	5,291,845	66.1	教 育 費	4,789,449	10.3	1,656,672	34.6
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,000	0.0	14,310	62.2	災 害 復 旧 費	13,860	0.0	6,328	45.7
分 担 金 及 び 負 担 金	974,317	2.1	435,416	44.7	公 債 費	5,067,266	10.9	1,577,362	31.1
使 用 料 及 び 手 数 料	360,938	0.8	212,445	58.9	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	4,984,600	10.8	1,339,582	26.9	予 備 費	46,000	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,311,245	5.0	476,371	20.6					
財 産 収 入	57,884	0.1	46,314	80.0					
寄 附 金	25,101	0.0	234	0.9					
繰 入 金	1,138,873	2.5	0	0.0					
繰 越 金	763,231	1.6	985,405	129.1					
諸 収 入	712,133	1.5	238,766	33.5					
市 債	8,149,500	17.6	15,200	0.2					
合 計	46,345,822	100.0	18,994,479	41.0	合 計	46,345,822	100.0	15,672,403	33.8

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、繰越明許費財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、観光費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	7,875,500	48.0	3,807,347	48.3	
固定資産税	6,567,000	40.0	3,852,562	58.7	
軽自動車税	230,000	1.4	231,653	100.7	
市たばこ税	729,999	4.5	319,565	43.8	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	2,200	0.0	1,416	64.4	
都市計画税	995,300	6.1	577,113	58.0	
合計	16,400,000	100.0	8,789,656	53.6	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	予算現額	構成割合 %	備考
消費的経費	25,185,105	54.4	
人件費	9,473,508	20.4	
物件費	5,910,527	12.8	※
維持補修費	275,850	0.6	
扶助費	6,624,830	14.3	
補助費等	2,900,390	6.3	※
投資的経費	7,748,302	16.7	
普通建設事業	7,734,442	16.7	※
災害復旧事業	13,860	0.0	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	13,412,415	28.9	
貸付金	101,500	0.2	
公債費	5,067,266	10.9	
投資及び 貸付金	11,000	0.0	
積立金	3,087,579	6.7	
繰出金	5,099,070	11.0	
予備費	46,000	0.1	
合計	46,345,822	100.0	

※ 繰越明許費繰越額を含みます。

3 平成18年度一般会計予算の執行状況

(単位 千円)

歳 入					歳 出				
項 目	最終予算額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	項 目	予算現額 (A)	構成割合 %	支出済額 (B)	(B)／(A) %
市 税	15,100,000	34.0	15,364,742	101.8	議 会 費	366,797	0.8	361,579	98.6
地 方 譲 与 税	1,387,752	3.1	1,414,196	101.9	総 務 費	5,462,868	12.3	5,069,028	92.8
利 子 割 交 付 金	60,000	0.1	66,991	111.7	民 生 費	12,729,592	28.6	12,285,762	96.5
配 当 割 交 付 金	50,000	0.1	74,552	149.1	衛 生 費	4,464,953	10.0	4,392,150	98.4
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	80,000	0.2	73,344	91.7	労 働 費	166,217	0.4	163,864	98.6
地 方 消 費 税 交 付 金	1,220,000	2.7	1,275,343	104.5	農 林 水 産 業 費	1,416,994	3.2	1,305,065	92.1
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	15,000	0.0	16,534	110.2	商 工 費	185,513	0.4	178,004	96.0
自 動 車 取 得 税 交 付 金	290,000	0.7	306,229	105.6	観 光 費	312,749	0.7	305,962	97.8
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	46,107	0.1	46,107	100.0	土 木 費	6,678,068	15.0	5,525,688	82.7
地 方 特 例 交 付 金	448,852	1.0	448,852	100.0	消 防 費	2,046,269	4.6	2,009,901	98.2
地 方 交 付 税	8,506,972	19.1	8,640,051	101.6	教 育 費	5,508,639	12.4	4,644,203	84.3
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	21,000	0.1	25,043	119.3	災 害 復 旧 費	34,961	0.1	21,098	60.3
分 担 金 及 び 負 担 金	928,144	2.1	929,127	100.1	公 債 費	5,043,729	11.4	5,042,466	100.0
使 用 料 及 び 手 数 料	361,990	0.8	374,592	103.5	諸 支 出 金	2	0.0	0	0.0
国 庫 支 出 金	5,622,473	12.6	4,845,546	86.2	予 備 費	48,787	0.1	0	0.0
県 支 出 金	2,176,139	4.9	2,087,951	95.9					
財 産 収 入	123,645	0.3	161,609	130.7					
寄 附 金	29,328	0.1	31,401	107.1					
繰 入 金	1,037,300	2.3	73,659	7.1					
繰 越 金	1,178,720	2.7	1,178,721	100.0					
諸 収 入	1,119,516	2.5	1,181,585	105.5					
市 債	4,663,200	10.5	3,984,000	85.4					
合 計	44,466,138	100.0	42,600,175	95.8	合 計	44,466,138	100.0	41,304,770	92.9

※歳入の国庫支出金、県支出金、繰越金及び市債については、継続費通次繰越財源及び繰越明許費財源を、歳出の総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費、消防費、教育費及び災害復旧費については、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額を含みます。

○ 市税の状況

(単位 千円)

項目	予算現額 (A)	構成割合 %	収入済額 (B)	(B)／(A) %	備考
市民税	6,672,375	44.2	6,838,471	102.5	
固定資産税	6,485,824	43.0	6,546,636	100.9	
軽自動車税	225,000	1.5	232,881	103.5	
市たばこ税	748,000	5.0	758,314	101.4	
特別土地保有税	1	0.0	0	0.0	
入湯税	1,800	0.0	2,420	134.4	
都市計画税	967,000	6.3	986,020	102.0	
合計	15,100,000	100.0	15,364,742	101.8	

○ 歳出性質別内訳

(単位 千円)

項目	支出済額	構成割合 %	備考
消費的経費	24,814,895	60.1	
人件費	10,162,476	24.6	
物件費	5,083,270	12.3	※
維持補修費	270,786	0.7	
扶助費	6,201,670	15.0	
補助費等	3,096,693	7.5	※
投資的経費	6,073,562	14.7	
普通建設事業	6,052,464	14.6	※
災害復旧事業	21,098	0.1	※
失業対策事業	0	0.0	
その他の経費	10,416,313	25.2	
貸付金	105,327	0.3	
公債費	5,042,465	12.2	
投資及び 出資金	0	0.0	
積立金	348,505	0.8	
繰出金	4,920,016	11.9	
予備費	0	0.0	
合計	41,304,770	100.0	

※ 継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額を含みます。

4 特別会計の状況

(単位 千円)

会 計 別	平成18年度予算の執行状況			平成19年度予算の状況		
	最終予算額	収入済額	支出済額	現計予算額	収入済額	支出済額
国民健康保険特別会計	11,984,139	11,726,312	11,657,336	13,020,079	4,497,324	5,402,133
老人保健医療特別会計	11,228,109	10,682,928	10,662,414	10,824,934	4,376,276	4,365,927
介護保険特別会計	8,032,855	7,973,958	7,853,017	8,264,841	3,570,210	3,406,513
住宅新築資金等貸付事業特別会計	47,168	47,949	47,136	38,573	8,218	1,048
福祉資金貸付事業特別会計	576	630	523	576	252	6
まちなみ保全事業特別会計	12,003	11,658	11,658	72,735	5,890	839
農業集落排水事業特別会計	70,147	71,714	66,364	70,185	39,163	24,608
離宮の湯特別会計	26,163	25,934	25,934	—	—	—
土地取得特別会計	360,503	211,738	211,738	200,971	16,271	7,044
合 計	31,761,663	30,752,821	30,536,120	32,492,894	12,513,604	13,208,118

5 市債の状況

(単位 千円)

目的別		借入先別		
一般会計債	43,960,268	政府資金	財務省	20,302,504
総務債	2,641,686		日本郵政公社	5,492,018
民生債	445,909	公営企業金融公庫		8,970,792
衛生債	1,128,523	三重県		278,408
労働債	7,500	共済組合等		644,916
農林水産業債	2,005,323	銀行等		8,455,147
土木債	17,282,984			
公営住宅債	1,087,608			
消防債	575,063			
教育債	4,610,879			
災害復旧債	40,298			
減税補てん債	2,098,767			
臨時税収補てん債	603,057			
臨時財政対策債	9,659,264			
借換債	1,671,502			
減収補てん債	12,145			
臨時経済対策事業債	89,760			
特別会計債	183,517			
住宅新築資金等貸付事業債	147,792			
福祉資金貸付事業債	35,725			
合計	44,143,785	合計		44,143,785

○ 一時借入金状況

区分	借入金残金	借入先	備考
——	——	——	

6 市有財産の状況

区分	現在高	備考
土地	3,742,889.73 m ²	
建物	384,702.83 m ²	
動産	3 個	
物権	2,208.55 m ²	
基金	13,575,129 千円	
有価証券・出資金等	1,246,938 千円	
物品取得価格 50万円以上のもの	車両	343 台
	その他	270 点
無体財産権	2 件	

伊勢市教育委員会告示第9号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成19年10月19日

伊勢市教育委員会
委員長 角前 泰之

記

- 1 日 時 平成19年10月26日(金)午後1時30分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会小俣総合支所 2階第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第27号 平成19年度工事施工計画について

伊勢市選管告示第 66 号

平成 19 年 11 月 9 日に任期満了の東大淀土地改良区総代選挙を、下記のとおり執行
します。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 選 挙 期 日 | 平成 19 年 10 月 31 日 (水) |
| 2 投 票 時 間 | 午前 9 時から午後 3 時まで |
| 3 選挙すべき総代数 | 30 人 |

伊勢市選管告示第 67 号

平成 19 年 10 月 31 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙長の行う告示
は、伊勢市公告式条例によります。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 68 号

平成 19 年 10 月 31 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者届出書等の
提出場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市東大淀町 485 番地
東大淀土地改良区事務所

伊勢市選管告示第 69 号

平成 19 年 10 月 31 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者届出書等の様式を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

1 候補者届出書

公職選挙法施行規則別記第 19 号様式のうち添付書類欄を除き横書きとし、これを準用する。

2 候補者辞届出書

公職選挙法施行規則別記第 16 号様式の 17 を横書きとし、これを準用する。

伊勢市選管告示第70号

平成19年10月31日執行の東大淀土地改良区総代選挙に用いる投票用紙等に押すべき印を、下記のとおり定めます。

平成19年10月24日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉木 仁

記



伊勢市選管告示第 71 号

平成 19 年 10 月 31 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙長及び同職務
代理者を、下記のとおり選任します。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選 挙 長		選挙長の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	水谷 英隆	省略	森 節雄

伊勢市選管告示第 72 号

平成 19 年 10 月 31 日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙立会人を、
下記のとおり選任します。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

選 挙 立 会 人			
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	西村 庄一	省略	西村 和博

伊勢市選管告示第 73 号

東大淀土地改良区総代選挙における投票用紙の様式を別紙のとおり定めます。

平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成十九年
執行

東大淀土地改良区総代選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしゃしめい
候補者氏名

--

伊勢市上下水道事業告示第 58 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 7 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者から給水装置工
事の事業の廃止の届け出があったので、次のとおり告示します。

平成 19 年 10 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	廃止年月日
24	森田水道	伊勢市通町 1411 番地 1	平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市上下水道事業告示第 59 号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 17 号) 第 8 条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者の指定を取り消したので、次のとおり告示します。

平成 19 年 10 月 29 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	事 業 者 名	所 在 地	取消年月日
69	有限会社 川口設備工業所	松阪市東町 593 番地 1	平成 19 年 10 月 24 日
112	株式会社 ハギワラ	松阪市嬉野下之庄町 237 番地 1	平成 19 年 10 月 24 日
115	株式会社 山崎建設	伊勢市河崎 3 丁目 11 番 6 号	平成 19 年 10 月 24 日

伊勢市公告第 68 号

伊勢市営住宅管理条例(平成 17 年伊勢市条例第 163 号)第 4 条の規定により、空家入居者の募集を次のとおり行います。

平成 19 年 10 月 19 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 受付の期間及び時間

平成 19 年 11 月 5 日(月)から同月 14 日(水)までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。(土曜日及び日曜日は除きます。)ただし、11 月 5 日(月)、11 月 12 日(月)は午前 8 時 30 分から午後 7 時まで

2 受付場所

伊勢市都市整備部建築住宅課

3 募集戸数

11 団地、13 戸募集いたします。詳細は次のとおりです。

団地	構造	建設年度	部屋数	浴槽	給湯	トイレ	駐車場	募集戸数	所在	単身入居
倭 C 団地	中耐 5	S61 年	3DK (5 階)	有	無	水洗	有料(1 台)	1 戸	倭町	×
宮中横	中耐 3	H14 年	2DK (3 階)	有	有	水洗	有料(1 台)	1 戸	浦口 4 丁目	○
万所	中耐 3	H12 年	3DK (2 階)	有	有	水洗	有料(1 台)	1 戸	辻久留 3 丁目	×
			3DK (3 階)					1 戸		
竹ヶ鼻第 1	中耐 4	H 9 年	3DK (3 階)	有	有	水洗	有料(1 台)	1 戸	竹ヶ鼻町	×
竹ヶ鼻第 2	簡 2	S58 年	3K (1 階)	有	無	水洗	無	1 戸	神社港	○
大湊	中耐 3	S48 年	3DK (1 階)	無	無	水洗	団地管理	1 戸	大湊町	×
			3DK (3 階)					1 戸		
旭	中耐 4	H10 年	2DK (3 階)	有	有	水洗	有料(1 台)	1 戸	旭町	○
西豊浜	簡 2	S53 年	2DK (1 階)	無	無	水洗	有料(1 台)	1 戸	西豊浜町	○
栗野	簡平	S44 年	2K (1 階)	無	無	汲取	無	1 戸	栗野町	○
朝熊第 1	簡 2	H 5 年	3DK (1 階)	有	無	汲取	有料(1 台)	1 戸	朝熊町	×
朝熊第 3	簡 2	S60 年	3DK (1 階)	無	無	汲取	有料(1 台)	1 戸	朝熊町	×

※簡平…簡易耐火平屋建
中耐 4…中層耐火 4 階建

簡 2…簡易耐火 2 階建
中耐 5…中層耐火 5 階建

中耐 3…中層耐火 3 階建

4 入居申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所を有すること。
- (2) 現に住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 現に同居し、又は同居しようとする者で、夫婦（事実上婚姻関係にある者及び婚約中の者で入居契約時に婚姻の届出をして入居できる者を含む。）又は親子を主体として独立の生計を営み、申請人を含む家族数が2人以上であること。ただし、身体障がい者等は特定の住宅に単身入居できる。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第6条第5項に規定する基準の収入を超えないこと。

5 入居者の決定

市営住宅入居者選考委員会で入居資格適格者となった者について、公開抽選を行い、入居者を決定します。

なお、公開抽選は、申込者数がそれぞれの空家数を上回った場合に行いません。

- (1) 日時 平成19年12月9日（日） 午前10時00分より
- (2) 場所 ハートプラザみその 多目的ホール

6 住宅への入居

入居決定後、10日以内に所定の手続きを行い、入居していただきます。

なお、10日以内に所定の手続きをしないときは、入居の決定を取り消します。

7 申込方法

伊勢市都市整備部建築住宅課で伊勢市営住宅入居申込用紙を受け、必要事項を記入の上、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付し、申込みをしてください。

なお、申込みは、希望する住宅を指定していただきます。

8 その他

詳細については、伊勢市都市整備部建築住宅課住宅係（TEL0596-21-5596・5597）へお問い合わせください。

伊勢市公告第 69 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 19 年 10 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（所有権移転）

所有権を移転する人	所有権の移転を受ける人	所有権移転面積	備 考
1 人	1 人	4,033 m ²	売買

伊勢市公告第 70 号

漂流物件の拾得の届出がありましたので、水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 25 条第 2 項の規定により次のとおり公告します。

なお、所有者は公告の日より 6 月以内に申し出てください。

平成 19 年 10 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 拾得の物件 F R P 製小型船（エンジンなし船体のみ）
全長約 3.6m 全幅約 1.1m 高さ 約 0.5m
色：側部 赤茶色（右舷のみ白色）
内側 白及び灰色
底部 黄色
- 2 拾得年月日 平成 19 年 10 月 9 日（火）
- 3 拾得の場所 伊勢市大湊町地先 宇治山田港内
- 4 拾得者
 - (1) 住所 伊勢市大湊町 908
 - (2) 氏名 (有) マリーナ伊勢
- 5 連絡先 産業部水産課 電話 0596-21-5573

東大淀土改選選挙長告示第1号

平成19年10月31日執行の東大淀土地改良区総代選挙における候補者として、下記のとおり届出がありました。

平成19年10月24日

東大淀土地改良区総代選挙

選挙長 水谷 英 隆

記

届出 受理 番号	届出 月日	届出 の別	ふ り が な 候 補 者 氏 名	性 別	住 所	生年月日	満 年 令	党 派	職 業
1	10.24	本人	あさぬま ますいち 浅沼 増一	男	省略	S21. 2. 15	61	無所属	農 業
2	10.24	本人	わ だ つとむ 和田 勉	男	省略	S18. 11. 13	63	無所属	農 業
3	10.24	本人	にしむら ただお 西村 忠男	男	省略	S 8. 10. 28	74	無所属	農 業
4	10.24	本人	にしむら たけし 西村 健	男	省略	S16. 11. 5	65	無所属	農 業
5	10.24	本人	はまぐち ゆきてる 濱口 幸昭	男	省略	S19. 2. 28	63	無所属	農 業
6	10.24	本人	にしむら たかあき 西村 隆明	男	省略	S15. 9. 15	67	無所属	農 業
7	10.24	本人	はまぐち みのる 濱口 稔	男	省略	S30. 1. 8	52	無所属	会 社 員
8	10.24	本人	なかにし やすし 中西 康	男	省略	S22. 7. 1	60	無所属	農 業
9	10.24	本人	ふじわら ゆきたか 藤原 幸隆	男	省略	S10. 3. 16	72	無所属	農 業
10	10.24	本人	もり よしひろ 森 良弘	男	省略	S17. 9. 17	65	無所属	農 業
11	10.24	本人	もり さだみ 森 貞美	男	省略	T15. 2. 6	81	無所属	農 業
12	10.24	本人	はまぐち ふさお 濱口 惣男	男	省略	S11. 3. 5	71	無所属	農 業
13	10.24	本人	もり あきら 森 暉	男	省略	S17. 1. 26	65	無所属	農 業
14	10.24	本人	いわた ただし 岩田 正	男	省略	S 9. 9. 25	73	無所属	農 業
15	10.24	本人	きたむら まさひろ 北村 雅弘	男	省略	S31. 6. 28	51	無所属	農 業
16	10.24	本人	うえい ひろむ 上井 宏武	男	省略	S18. 11. 21	63	無所属	農 業
17	10.24	本人	た お のぶお 田根 信夫	男	省略	S24. 3. 4	58	無所属	農 業
18	10.24	本人	にしむら ただひさ 西村 忠久	男	省略	S31. 1. 10	51	無所属	農 業
19	10.24	本人	きたむら あつし 北村 敦司	男	省略	S17. 3. 7	65	無所属	農 業
20	10.24	本人	やました かつきよ 山下 勝清	男	省略	S37. 11. 14	44	無所属	農 業
21	10.24	本人	なかやま よしあき 中山 吉明	男	省略	S29. 2. 21	53	無所属	農 業
22	10.24	本人	まるい ひろかず 丸井 弘和	男	省略	S29. 8. 19	53	無所属	農業兼会社員
23	10.24	本人	とがみ すみお 戸上 純夫	男	省略	S25. 8. 14	57	無所属	農 業
24	10.24	本人	はまぐち むねあき 濱口 宗章	男	省略	S37. 3. 22	45	無所属	会 社 員
25	10.24	本人	はまぐち かずお 濱口 和男	男	省略	S22. 5. 11	60	無所属	農業兼自営業
26	10.24	本人	なかむら ひろし 中村 宏	男	省略	S16. 4. 5	66	無所属	農 業
27	10.24	本人	なかにし しのお 中西 忍	男	省略	S30. 7. 14	52	無所属	団体職員
28	10.24	本人	かわべ あきひこ 川邊 秋彦	男	省略	S11. 10. 28	71	無所属	団体職員
29	10.24	本人	たばた じろう 田端 治郎	男	省略	S 2. 2. 24	80	自民党	農 業
30	10.24	本人	はしづめ ただし 橋爪 忠司	男	省略	S13. 1. 14	69	無所属	農 業

東大淀土改選選挙長告示第2号

平成19年10月31日執行の東大淀土地改良区総代選挙において、届出のあった候補者がその選挙における総代の定数を超えないため、投票は行いません。

平成19年10月25日

東大淀土地改良区総代選挙

選挙長 水 谷 英 隆

東大淀土改選選挙長告示第3号

平成19年10月31日執行の東大淀土地改良区総代選挙における選挙会の日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成19年10月25日

東大淀土地改良区総代選挙

選挙長 水 谷 英 隆

記

- 1 日 時 平成19年10月31日（水） 午後2時
- 2 場 所 伊勢市東大淀町201番地1
東大淀町民会館